

日米における大麻規制の変遷

——無毒性大麻規制問題の考察のために——

土ヶ内一貴

《目次》

- I. はじめに
- II. アメリカ合衆国におけるマリファナ規制法案制定の社会的背景
- III. アラスカ州におけるマリファナ解禁をめぐる法律の動き
- IV. 日本における大麻規制の現状と課題
- V. おわりに

I. はじめに

近年大麻草を利用した製品に注目が集まってきている。海外の自動車会社であるメルセデス・ベンツ、BMW、アウディは、車体の内装材として、大麻草繊維と既存のプラスチックを混ぜた複合材料を利用しており、その量は1台あたり16キログラムにのぼる¹⁾。他にもヘンプオイルと呼ばれる大麻草の実からとれる種子油は、体内で合成できない2つの必須脂肪酸、リノール酸と α -リノレン酸が3対1とバランスよく含まれており、健康的な食品や化粧品として利用できる²⁾。他にも大麻草を利用したものには神道の神事に利用する注連縄や衣装、石油の代替燃料としてのヘンプオイル、医薬品³⁾等が存在する。ところが、上記のような製品の原料となる大麻草は大麻取締法で規制されているため、一般に国内で流通している大麻製品は価格が高い。そして現在大麻製品の原料として使われている大麻草は、品種改良によって無毒化された種であるものが多いが、無毒性の大麻草も現行法では規制対象に入っている。仮に無毒性大麻を自由に栽培して、麻産業が発展した場合の経済効果についての試算を見ると、石油製品としての代替としては6000億円、木材の代替としては62億円、医療目的であればガンだけで78億円の規模になると主張している文献もある⁴⁾。現行法である大麻取締法は1948年に施行されて以来、様々な判例によって実務上の運用を行いながらそれほど大きな改正を経ないまま現在に至っている。しかし現在の法律では産業目的の無毒性の大麻でさえ、一般人が所持すれば5年以下の懲役に処せられるという状態が依然として続いており、同法の下で「大麻・麻薬・覚せい剤」が同列に並べられ、禁止薬物として啓蒙キャンペーンが行われる場合が多い。

本稿では、酒・アルコールよりも有害性が低いと言われる大麻が日米両国で規制されるに至った社会背景を紹介し、その過程で起きた裁判例（主に日本の判例と、アラスカ州最高裁判決）を比較検討することによって大麻の規制根拠を検討する。

1) 赤星栄志『ヘンプ読本—麻でエコ生活のスズメー』（築地書館、2006年）184頁。

2) 赤星・前掲注（1）104頁。

3) 例えば日本の大塚製薬株式会社では、カンナビノイド系がん疼痛治療剤「サティベックス」を開発し、米国でライセンス契約している。

otuka.co.jp参照。

4) 船井幸雄『悪法!!大麻取締法の真実』（ビジネス社、2012年）209頁以下。

その上で大麻取締法に「抽象的危険犯における限定解釈論」を準用し、現行法下でも無毒性産業用大麻を所持することができる可能性について若干の考察を行うこととする。

II. アメリカ合衆国におけるマリファナ規制法案制定の社会的背景

2015年10月現在、アメリカ合衆国の中で嗜好用マリファナを合法的に使用できる州は3つある。まず最初に嗜好用マリファナ使用を「解禁」したのはコロラド州である。2012年11月6日、コロラド州とワシントン州で、マリファナの喫煙を合法化するか否かを決する住民投票が実施された。その結果コロラド州では賛成54%、ワシントン州では賛成55%で両州における嗜好用マリファナの合法化が決定した⁵⁾。この住民投票を受けて2014年1月1日より、コロラド州では州の許可を受けたマリファナ取扱者が合法的にマリファナを販売することが可能となった⁶⁾。2014年7月8日にはワシントン州でもマリファナ使用が合法となった⁷⁾。さらにワシントンDC、オレゴン州、アラスカ州、でも州民投票（イニシアティブ）で嗜好用マリファナの使用合法化が賛成多数となり、アラスカ州では2015年2月に法が施行されている。DCでは賛成69%、オレゴン州では賛成55%、アラスカ州では賛成52%であり⁸⁾、DCとオレゴン州では今後法が施行される。このように近年アメリカ合衆国では、住民投票でマリファナ使用を合法化決定する州がみられるようになってきている。

合衆国における大麻規制の歴史は、「1930年代から1960年代の前半にかけての取締り強化の時期と、1960年代の後半から」1970年代にかけての「取締緩和の時期の二つに大別できる」⁹⁾。最初に連邦法で麻薬を規制するようになったのは1914年に制定された「ハリソン麻薬法」で、これは「アメリカ初の連邦政府による麻薬

5) The New York Times, 7 November 2012.

6) The New York Times, 1 January 2014.

7) The New York Times, 8 July 2014.

8) The New York Times, 3 November 2014.

9) 生田典久「アメリカにおける大麻の規制と判例の動向」ジュリスト654巻（1977年）41頁。

取締法である」¹⁰⁾。この法律の制定過程において、「議会聴聞会で証言者の一人が「習慣性のある薬物として大麻が使われることは皆無に等しい」として、大麻の禁止に反対し」た結果、「議会はその提言を聞き入れ、大麻草を規制から除外した」¹¹⁾ため、1930年代後半までは大麻草は規制対象に入っていなかった。

1930年代より以前には、大麻草が「マリファナ」という危険な薬物であるという認識は合衆国で広まっておらず、多くの文献によれば、ありふれた農作物の一種として栽培されていたようである。例えば、1916年までにアメリカ農務省告示404号が報告した所によると、「大麻草の剥皮機と収穫機の発明は目前に迫っており、大麻草が再びアメリカの主要農作物、そして最大の産業になると予測していた」¹²⁾と報告されている。そしてアメリカ農務省は「農民に大麻草の栽培と収穫、そして様々な加工法を広く知らせるために、大麻草の屑などの利用法を細大漏らさず報告した」¹³⁾ことから、当時既に一定数の農民が大麻草を農作物として栽培していたことがわかる。具体的には「アメリカ農務省の1930年代の報告と、1937年の議会証言によると、毎年のように大麻草の総栽培量が倍増するという現象が起き、最低の年の1930年には国内で約4,046,856万平方メートルを収穫」され、「1937年には566,559,890万平方メートルの収穫を記録し、その需要と供給はこれからも倍増する」¹⁴⁾ことが予測されていた。さらに、1930年にアメリカ連邦政府は「委員会による、パナマ駐留の非番アメリカ兵の間で広がる大麻草喫煙習慣の研究を支援した」¹⁵⁾。この研究報告書と、1893年から1894年の印度大麻草麻薬委員会の報告書によれば、「マリファナ喫煙はさしたる問題ではなく、よってその使用に伴い、罰則を科す必要はない」と結論付けられている¹⁶⁾。ちなみに現在では、マリファナの精神作用物質は Δ^9 -THC（デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール）であるというこ

10) Steve Fox / Paul Armentano: MARIJUANA IS SAFER, So Why Are We Driving People to Drink? 三木直子訳（築地書館株式会社、2011年）84頁。

11) Fox/Armentano・前掲注（10）84頁。

12) Jack Herer: The Authoritative Historical Record of Cannabis and the Conspiracy Against Marijuana, J.エリック・イングラング訳（築地書館株式会社、2014年）41頁。

13) Herer・前掲注（12）40頁。

14) Herer・前掲注（12）32頁。

15) Herer・前掲注（12）49頁。

16) Herer・前掲注（12）49頁。

とが明らかとなっているが、この物質が特定されたのは1970年のことである¹⁷⁾。1930年代にマリファナ喫煙がどれだけ危険であるか現在ほど精密にはわかっていたなかったことは間違いないが、当時のマリファナ研究機関は、マリファナ喫煙の危険は少ないと判断していたようである。こういった立場は研究機関だけに限らず、「アメリカ公衆衛生総局の副長官ウォルター・トレッドウェイは、国際連盟の大麻草諮問服委員会に対して、「社会的、精神的な弊害が出るまでには相当の時間がかかる。そしてマリファナには習慣性がある——砂糖やコーヒーと同じ程度に」と語った¹⁸⁾」ように、マリファナの危険性について分析を行っている機関では、マリファナがただちに使用を禁止されなければならないような危険な物質であるというような認識は全く持っていなかったようである。

ところが、研究機関以外の場所ではマリファナへの認識が異なっている。例えば、マリファナの「雌株の花冠を吸う」「メキシコ人の習慣」を見た役人や警察は、「マリファナを吸った人を超人的な強さを持ち、血に飢えた殺人鬼に変えると主張」し、その結果「1920年代の初めまでに、カリフォルニア、コロラド、ネバダ、テキサス、ユタ、ワイオミングを含む西部の州の多くが、マリファナの所持を禁止していた¹⁹⁾」。また特定のマスメディアが扇動的な記事を書き続け、「大麻草を禁止にするために、『イエロージャーナリズム』であおることによって」、また「メキシコの古い俗語である『マリファナ』という言葉を度々繰り返すことによって、アメリカ人の意識に悪いイメージを浸透させることに成功した²⁰⁾」。他の主要なメディアも例えば、

「メキシコ人一家が発狂 マリファナを食べて五人が犠牲に

ある未亡人とその子どもがマリファナを食べて正気を失った。医師らによれば、子供たちの生命が助かる望みはなく、母親は一生狂気のまますごすことになろう。母親と子供たちはマリファナを食べた2時間後に発狂。常軌を逸した

17) Leslie L. Iversen: The Science of Marijuana, 伊藤肇訳 (築地書館株式会社、2003年) 41頁。

18) Herer・前掲注(12) 49頁。

19) Fox/Armentano・前掲注(10) 85頁。

20) Herer・前掲注(12) 51頁。

笑い声を聞いた近所の住民らが駆けつけると、一家全員が正気を失っていた。調査の結果、麻薬であるマリファナが菜園の野菜に混じって育っていた」。²¹⁾

という報道を行っている。現在の科学レベルの基準でこの記事を確認すると、明らかにこの記事内容が誤っていることがわかる。というのも、政治的意図を含まずに研究結果をまとめた比較的新しい文献「The Science of Marijuana」によれば、

「テトラヒドロカンナビノール (THC) は極めて安全な薬剤である。実験動物 (ラット、マウス、イヌ、サル) は最大 1000mg/kg までの忍容性をもつ。これは体重 70kg の人間が THC を 70g 服用した場合に相当し、ハイ (精神的高揚) を引き起こすために必要な容量のおよそ 5000 倍である。大麻の不法使用は広く行われているが、大麻の過量摂取で死亡した例はほんのわずかしかない。英国では、政府統計で 1993 年～95 年までの間に大麻による死亡例が 5 件挙げられているが、くわしく事情を調べるといずれも嘔吐物が喉に詰まったことが原因で、大麻に直接起因するものではない (英上院報告, 1998)。ほかの一般的な娯楽用薬物と比較すると、この統計の内容は際立ってくる。英国では毎年、アルコールに起因した死亡者が 10 万人以上、タバコに起因した死亡者が少なくともこれと同数だけ発生している。アスピリンやこれに類する非ステロイド系抗炎症薬のような、一般には無害と見られている薬物でさえ、安全とは言いがたい。毎年何千名という人たちがこれらの薬剤が引き起こした破滅的な胃出血が原因で死亡している。鎮痛薬パラセタモールを服用して死に至る者はこれよりさらに数百名多いが、いずれもこの薬が引き起こした肝臓障害が原因である」²²⁾。

21) The New York Times, 6 July 1921. 当時の記事では「Marihuana」と表記されており、現在の表記「Marijuana」とは異なっている。

22) Leslie L. Iversen: The Science of Marijuana, 伊藤肇訳 (築地書館株式会社, 2003年) 197頁。同書では「当初から政治色濃厚で、明らかに偏った見方がいくつかの研究に影響」しているため「数多く現れた研究報告書のなかには人々を混乱させるようなものも多い」と認識した上で、「[大麻戦争]のどちらか一方に読者を引き込むのが本書の目的ではない」と断っている。また THC が無害であると主張しているのは、あくまでも毒性に関しての記述であり、THC には幻覚等の身体的・精神的作用、依存性が存在すること

この毒性基準で上記の新聞記事内容を考えれば、大麻草の混じった野菜を食べただけで即座に子供4人が死亡するとは考えがたく、またごく少量の大麻草の摂取で「一生狂気のまま過ごす」こともまず考えられない。その他にも「マリファナの使用中、手を自分の髪に突っ込んだところ、指がミシミシと頭蓋骨を抜けて、温かな、チーズのような脳みそまで達した」²³⁾ といった記事も存在した。このように、マリファナ使用に関する信憑性の疑わしい記事が氾濫した結果、研究機関による冷静なマリファナ喫煙による危険性の指摘がかき消されて、マリファナの使用は規制が進められていった。こういったマリファナ喫煙に対する偏見が存在した理由は、ひとつは「州の多くでのこの弾圧が、人種差別を動機としたものであることは明らか」²⁴⁾であった。「主にメキシコ移民の文化だった大麻=マリファナを禁止することで、移民を排斥したいからだと言われて」²⁵⁾いる。こうしたマリファナに対する偏見を推進していったのは連邦麻薬局であった。議会は1930年に連邦麻薬局を設立し、ハリー・J・アスリンガーを長官に据えた。この人物は、「同局長官を30年以上も務め、アメリカの麻薬政策を一人で担い続け」²⁶⁾、マリファナ規制を強烈に推し進めようとした人物である。「1934年段階で既にアンスリンガーは自分が差別主義者であることを露呈し」²⁷⁾ていたと同時に、巨大な繊維産業とセルロースを原料とした火薬産業との結びつきが強い人物でもあった。アンスリンガーが主張したマリファナの害は、数多くの文献で確認することができるが、そのほとんどが後に研究者によって否定されている²⁸⁾。しかし、アンスリンガーの主導する連邦麻薬局の反

は認めている。

また引用文中の死亡者数についてであるが、処方する母数Nがそもそも大きく異なるため、単純比較ができないことは付け加えておく。

23) Soman Larry, *Reefer Madness: A History of Marijuana*, 2000.

24) Fox/Armentano・前掲注(10)参照、Richard Bonnie and Charles Whitebread, *The Marijuana Conviction: A History of Marijuana Prohibition in the United States* (New York: The Lindesmith Center, 1999).

25) 船井・前掲注(4)126頁。

26) 船井・前掲注(4)123頁。

27) Herer・前掲注(12)53頁。

28) 1938年9月13日ニューヨーク市における大麻問題について、当時の市長フィヨロ・ラ・ガーディアが、ニューヨーク医学アカデミーに対して、ニューヨーク市にお

マリファナ運動はメディアの報道と相まって、マリファナの危険性についての科学的な根拠がないまま、マリファナ規制法案の成立へと世論は傾いていった。

マリファナ規制法案が最初に連邦議会に提出されたのは1937年4月14日で、「法外に高い税金を課すことによってマリファナの娯楽利用を撲滅しようとする法案6385」²⁹⁾であった。この法案の是非に関する連邦議会では、アンスリンガーは最重要証言者として証言している。「1937年の政府による議会への証言は、実の所、そのほとんどが」特定のマスメディア発行の「新聞の扇動記事やあからさまな人種差別をむきだしにしたもので、他の新聞記事なども」³⁰⁾アンスリンガーによって読み上げられていた。これに対して最もはっきりと反対したのは米国医師会であった。医師会は「マリファナ依存症であることが判明した囚人の数を刑務局から聞いたものがない」こと、「学校に通う子どもたちがマリファナ煙草を大いに使用していると聞かされても」、「どのようにどの程度広がっているかについて、児童局から証言に召喚されたものはいない」し、児童局も特に何も知らないこと、「財務省そのものも、公衆衛生局も」、「マリファナ煙草およびマリファナの依存患者者の記録は持っていない」ことを指摘し、科学的証拠が何もないことを指摘した³¹⁾。また「今後、マリファナが医療目的で大いに利用できることを示す研究結果が出るかもしれないという事実を見失っている」と警告した³²⁾。しかし、結果的には法案についての議論もほとんどなく、科学的な根拠のないまま「わずか2回の公聴会を開いたのみ」³³⁾で議会を通ることとなった。そして1937年8月2日、フランクリン・ルーズベルトが法案に署名し、Marijuana Tax Act（以下大麻税法）が制定された。その内容は大麻の売買者、輸入業者、栽培者、医師等の取扱者に関しては毎年

る大麻問題について科学的、ならびに社会科学的な研究をおくように要請した。そこで、薬理学、心理学、社会学、生理学などの権威者たち20人が参加して『ラ・ガーディア委員会』が作られ、さらに警察6人が常勤としてそれを助けて、体系的な大麻研究が行われた。そして、1940年4月から41年にかけての研究の結果が1944年に発表された。そこではアンスリンガーの主張を否定する結論が出されている。小林司『心にはたらく薬たち』（筑摩書房、1985年）172頁。

29) Fox/Armentano・前掲注（10）89頁。

30) Herer・前掲注（12）53頁。

31) Fox/Armentano・前掲注（10）90頁。

32) Sloman・前掲注（23）76頁。

33) Fox/Armentano・前掲注（10）89頁。

1 オンスにつき1ドルの税金を課し、違法な譲渡・所持には5年以下の拘禁または2000ドル以下の罰金を科すもので、さらに「同法は、大麻の使用は直接に狂暴、犯罪、狂気を導くと宣言し」³⁴⁾ ていた。こうしてマリファナを規制する法案は、根拠もなく「大麻は非常に危険であり、狂暴な犯罪を導くのみならず時には精神異常になると一般に信じられ」³⁵⁾ たまま成立していった。

この大麻税法は1951年に一度、重罰化がすすめられている。Boggs Act 修正法により刑期が重くなり、初犯の場合には2年以上5年以下の拘禁、再犯の場合には5年以上10年以下の拘禁、三犯以上の場合には10年以上20年以下の拘禁となった。また再犯以上の場合には保護観察処分に付しえないものとされた³⁶⁾。重罰化の理由は「1940年代を通じて、大麻には耽溺性があるとの考えが行われ」たためであるが、制定時には「大麻の耽溺性や有害性に関する特別の証拠は提出されていない」かった³⁷⁾。

1960年代を境に、厳罰によるマリファナの取締りに疑問が生じ始めた。この時代は全く新しい世代の大学生がマリファナを使用するようになった。「マリファナの使用を、「体制」と両親の世代のカルチャーに対する拒絶の象徴」³⁸⁾ や、ベトナムにおけるアメリカの外交政策に対する政治的抗議行動、市民としての反抗運動の一つの形として見る者もいたようである。その結果、マリファナ使用で逮捕される者が増加し、有罪判決を受けるのは、数十年前に州や連邦政府が狙いを定めた、アフリカ系アメリカ人やヒスパニックといった少数民族グループに限られなくなった。「白人中流階級の、基本的には法律に従っている若者が「システムに巻き込まれる」例が増えるにつれ、政治家たちは案の定、数十年間続いてきたマリファナ政策見直しを求める圧力に直面した」³⁹⁾。1961年の全国裁判官会議報告を見ると、マリファナを規制する法律に違反した場合、刑の下限を設けて、それ以下の刑の宣告を許さない制度に反対を表明している⁴⁰⁾。また麻薬と薬物乱用に関する大統領諮問委

34) Marijuana Tax Act of 1937.

35) 生田・前掲注(9) 41頁。

36) Boggs Act of 1951.

37) 生田・前掲注(9) 41頁。

38) Fox/Armentano・前掲注(10) 92頁。

39) Fox/Armentano・前掲注(10) 93頁。

40) Report of the Judicial Conference of the United States, Proceedings, September 20-

員会は、「麻薬とマリファナは同じ法律で規制されており、ヘロインとマリファナを販売した場合同じ期間の懲役が科せられるようになっているが、多くの場合はヘロインよりもマリファナの方が身体への害は少ない。そのため委員会はアヘンを違法に販売、所持した場合よりも、マリファナを違法に販売、所持した場合の罰則を軽くするべきである」という立場を示し、「重罰には抑止効果がなく、マリファナ使用の軽犯罪者には保護観察付することを禁じたり刑の下限を法定せずに、定期刑を科するか不定期刑を科するか宣告猶予にするか等、裁判所の自由裁量に委ねるべきである」とした⁴¹⁾。他にも1967年の法の実施と裁判の運営に関する大統領委員会では、大麻の犯罪に及ぼす影響には疑問があり、さらに研究を要するとまとめられている。また、1970年の連邦刑法改正に関する全国委員会では、大麻はアルコール以上に犯罪との関係性はないとして、所持の初犯の場合は罰金のみ、再犯以降を軽犯罪とすべきであるとの案を出している⁴²⁾。以上のように、大麻に関する処罰の廃止又は減軽案が各方面から出されており、この傾向を受けて、「1970年までに、アラスカ、カリフォルニア、コネチカット、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ワシントン、ウィスコンシン等が大麻法違反の法定刑の引き下げに踏み出している」⁴³⁾。1970年には連邦でも従来の連邦薬物規制法を統合する形で、新たに『1970年包括的薬物濫用防止及び規制法』(Comprehensive Drug Abuse Prevention and Control Act of 1970)が議会で可決され、これによって麻薬使用に対して科すことが義務づけられていた最低限の刑罰が廃止され、さらにマリファナの所持・使用については処罰が緩和された⁴⁴⁾。この規制物質法はそれまで個々に存在していた薬物規制法が統合され、連邦政府による合法・非合法の分類法である「スケジューリング」の基準を確立した⁴⁵⁾。

21 (1961), 98.

41) The PRESIDENT'S ADVISORY COMMISSION on NARCOTIC AND DRUG ABUSE, Final Report (1963) 42.

42) President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, the Challenge of Crime in a Free Society (1967) 211-237を参照。

43) 生田・前掲注(9) 42頁。

44) Fox/Armentano・前掲注(10) 93頁。

45) 「スケジューリング」とは、規制物質を①濫用の危険性、②医療上使用されているかどうか、③身体的および心理的依存の危険という三つの観点から、その危険度の高い順に、第1類(I)から第5類(V)までの五つのカテゴリーに分類した基準のことである。

1960年代まで「大麻は違法薬物で犯罪と結びついたイメージがあったため、まともな科学者は自らの評判が傷つくのを恐れて、研究に手を出さなかった」⁴⁶⁾が、若者がマリファナを喫煙し始めたことにより、マリファナ使用者の例が増え、奇しくもマリファナの効果についての科学的研究が盛んに行われるようになった⁴⁷⁾。例えば1971年にニクソン大統領によって設置された「大麻及び薬物濫用全国委員会」が代表的な研究機関の例で、前ペンシルベニア州知事 Raymond P. Shafer が委員長に据えられて発足した⁴⁸⁾。この委員会はこれまでの研究者による数々の対照研究結果を踏まえ、1972年3月に最初の報告書が提出された。この報告書によれば、「天然の大麻の使用、あるいは断続的な使用が、肉体及び精神に害を与える危険性は、まったくと言っていいほど証明されていない。(中略)生理学的・心理学的な影響に関して言えば、明らかにマリファナは、ヘロインと同じ化学的分類には属さない。一言で言えば、マリファナは身体的依存症の原因とはならない。(中略)マリファナの使用と暴力的・攻撃的行動の間の因果関係を示す十分な証拠は存在しなかった。(中略)マリファナは抑止能力を低くし、衝動制御能力を弱め、攻撃的傾向を高める効果があるとされ、それが暴力的・攻撃的言動を引き起こすと言われるが、むしろマリファナは通常、使用者を落ち着かせ、攻撃的衝動を抑えることがわかった」⁴⁹⁾。他にも「イ)大麻には耽溺性がなく、ロ)犯罪またはその他の反社会的行為との関連性がなく、ハ)より危険な麻薬常用への足掛かりにもならない」⁵⁰⁾ことが報告され、以上のような内容のマリファナ委員会報告書は「これまでアメリカで行われた、最も包括的な研究」と評された⁵¹⁾。こういった報告書をはじめとする、マリファナの危険性を科学的に解明した種々の研究をもとに Shafer は「マリファナの個人所有および非営利のマリファナのやり取りを罰する刑罰のすべ

法務総合研究所『研究部報告34 薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究—オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国—』212頁。

46) Hampton Sided: Science Seeks to Unlock Marijuana's Secrets, National Geographic Magazine June 2015, 伊藤和子訳40頁。

47) Iversen・前掲注(22)100頁。

48) 生田・前掲注(9)42頁。

49) National Commission on Marihuana and Drug Use, Marihuana: A Signal of Misunderstanding(1972).

50) 生田・前掲注(9)42頁。

51) Fox/Armentano・前掲注(10)94頁。

てを撤廃する」⁵²⁾「非犯罪化」を提言した。しかし、このような詳細な報告書の内容が前向きに捉えられることはなく、「1986年及び1988年の薬物乱用対策法により、罰則の引き上げがなされている」⁵³⁾。

Ⅲ. アラスカ州におけるマリファナ解禁をめぐる法律の動き

1960年代から1970年代にかけて、マリファナの安全性に関する研究が進んだ結果、合衆国の各州でマリファナ規制法の合憲性を問う裁判が多数現れた。この裁判の中で、マリファナ規制法を批判する主張は大きく分けて2つの手法があった。1つ目は「大麻を麻薬として分類し取り締まり対象とすることは科学的根拠がない」とするもので⁵⁴⁾、2つ目は「個人は大麻を私的に所持使用する憲法上の権利があるから、立法部はその譲渡移転を規制できても個人的な所持、使用を禁止できない」とするものであった⁵⁵⁾。大部分の判例がこれらの主張を却下してきた⁵⁶⁾が、実際にマリファナ規制法を違憲と判断した州最高裁判例がいくつか存在する。その判例の1つがアラスカ州最高裁判所1975年5月27日判決(537 P.2d 494 *Irwin Ravin v. State of Alaska*) (以下 *Ravin* 判決) である⁵⁷⁾。

1. *Ravin* 判決の概要

1972年12月11日、*Irwin Ravin* がアラスカ州法 AS17.12.010⁵⁸⁾ に違反したとして逮捕され、訴追された。第一審では *Ravin* の公訴棄却の申し立ては却下され、

52) Fox/Armentano・前掲注(10)95頁。

53) 法務総合研究所・前掲(52)211頁。

54) 生田・前掲注(9)46頁。

55) 生田・前掲注(9)46頁。

56) 生田・前掲注(9)46頁。

57) なお、この判決の全訳は節著青山ローフォーラム第3巻第2号(2014年)61頁以下参照。

58) AS17.12.010.規定：この章で規定がない限り、いかなる種類の抑制剤、幻覚誘発剤、興奮剤であっても個人が違法に製造、合成、模造、所持、支配、販売、処方、管理、調剤、譲渡、交換、供給、頒布を行ってはならない。

AS17.12.010は植物カンナビス・サティバ・エルを「抑制剤、幻覚誘発剤、興奮剤」のすべての項目に含めると定義している。

第二審でも原判決は維持された。そこで Ravin は州最高裁に再審理を求め、最高裁はこれを容認した。

Ravin の主張は 2 点であった。1 点目は AS17.12.010. は違憲な法令であり、成人が個人使用目的でマリファナを所持することはプライバシーの権利の範囲内にあるという主張であった。2 点目は、アルコールやタバコの使用が法令で禁止されていないにもかかわらず、マリファナを危険な薬物として法律で区分しているのはデュープロセス条項と平等条項の要請に応じていないという主張であった。

第 1 点目について、裁判所はまずアラスカ州憲法第 1 条第 22 項はアラスカ憲法の中に、個々に列挙された権利の一つとしてプライバシーの権利が存在することを確認した。しかしプライバシーの権利は無制限なものではなく、食糧、飲料、その他の物を摂取する権利ほど絶対的に保護されているわけではないことを示唆し、公衆の健康と公共の福祉による制限を受けることを確認した。結論として、アラスカ州憲法、連邦憲法上マリファナを所持または摂取する基本的権利は存在しないと判示した。しかし、公衆の健康と公共の福祉の基準に照らして、連邦憲法上、アラスカ憲法上ともに「住居の中」ではとりわけプライバシーの権利が重要視され、公共の福祉に優越する場合があることを認めた。判例上プライバシーの権利を制限する事由には、「他者の健康、安全、人権やその他の基本的権利もしくは公共の福祉に重大な介入を行う場合」が存在することを確認し、住居内でマリファナを喫煙する行為がこの制限事由に入るか否かが大きな焦点となった。最高裁はマリファナの喫煙による影響に関する膨大な量の科学的証拠を精査した結果、「運転時のマリファナによる酩酊の影響」を除き、マリファナの摂取は健康という点でほとんど問題とならないという証拠の存在を認めた。このことから、住居における個人使用目的でのマリファナ摂取または所持行為と、公共の福祉との間に密接で具体的な関連性があると断ずることはできないと裁判所は判断した。従って成人が住居の中で個人使用目的でマリファナを所持する行為を州政府が禁止し、市民のプライバシーの権利を州政府が侵害することを正当化しうる十分な理由が州によって証明されていないことを判示した。結論として成人が住居内で個人使用目的でマリファナを所持することは憲法上保護されると最高裁は判示した。

第 2 点目について、公衆衛生への脅威の程度が同じである場合に、同程度の規制を立法府が課さなければならないという主張は妥当でないと裁判所は判断した。す

なわち、例えアルコールや煙草の方が、マリファナよりも危険性が高かったとしても、マリファナをより厳しく規制することは不合理ではないと最高裁は判断した。また Ravin は AS17.12.150 (3) に列挙されている薬物（鎮静、興奮、幻覚誘発剤）のうち、他のより危険な薬物と同列にマリファナが分類されていることは不合理であると主張した。確かに他州の裁判例の中には、マリファナは比較的害が少ないことから、より危険な麻薬と同列に分類することは不合理であることを理由に、そのように分類した法は実効性がないと判断した判例は多数ある。しかし、法律が取り消された判例は、どれもマリファナを類型の中で最も危険な薬物として分類していた。アラスカ州法はそうではなく、マリファナを最も危険な薬物の分類に入れておらず、それに伴い科される刑罰も特別重いというわけではない。よって Ravin の主張には理由がないと判示された。

結論として Ravin v. State 判決において、マリファナを所持する権利はアラスカ州憲法のより広いプライバシーの権利の範囲の中に留まり、裁判所は「成人が居住内で自己使用目的でマリファナを所持することは憲法上保護されている」ことを示した⁵⁹⁾。そして本件では Ravin が逮捕された当時、マリファナの所持と場所の状況を示す証拠が提出されていないことから、その態様を再審理するために地方裁判所に差し戻された。

2. Ravin 判決後の立法の動き

Ravin 判決が出た後、アラスカ州立法は AS17.12.110. (d)⁶⁰⁾ (e)⁶¹⁾ を修正した。こ

59) Jason Brandeis: The Continuing Vitality of Ravin v. State, Alaska Still Have a Constitutional Right to Possess Marijuana in The Privacy of their Homes, Alaska Law Review (2012) at180.

60) AS17.12.110. (d) 公衆の面前で1オンス（約28グラム）以上のマリファナを使用または所持することを禁じ、また自動車や航空機を運転する際にマリファナの所持を禁じ、未成年者のマリファナ所持を禁じる。上記に違反したものは1000ドル以下の罰金に処する。

61) AS17.12.110. (e) 私的な場所で成人による1オンス以下のマリファナ所持を禁じ、私的な場所以外でのマリファナの所持を禁じる。違反者には「100ドル未満の過料」を科す。

住居における個人使用目的でのマリファナ所持はRavin判決により、政府からの介入をしないよう最高裁により保護されているが、刑罰である罰金ではなく過料を科すこと

れにより、成人の住居内における個人使用目的でのマリファナ所持行為に刑罰が科されることはなくなったが、かわりに100ドル未満の過料を科されることになっていった。しかし、州政府が「刑罰」を科するという形ではなくとも、「過料」を科するという形で政府による侵害行為が行われることとなり、当該州法はRavin判決で保障されているはずの憲法上の権利を侵害する可能性のある法令であると考えられた⁶²⁾。この条項は1982年に削除され⁶³⁾、4オンス未満のマリファナ所持を非犯罪化し、「州刑法から外されることで立法は矛盾を解決した。この修正はRavin判決での結論を採用、成文化したものであった」⁶⁴⁾。

しかし、アラスカ法によるマリファナの非犯罪化は8年間しか続かなかった。1990年11月6日州全体で州知事選挙が行われ、アラスカの有権者は全てのマリファナ所持を違法とするか否かを州民投票で決定することを迫られた。この時Ravin判決のもとで出された権利を認めるべきか否かで世論は割れ、社会問題として大きな議論を呼んだ。結局はマリファナ所持違法論が連邦政府に強く支持され優勢となり、「票を集めるための良い手段」として数か月後の選挙で支持を得た⁶⁵⁾。その結果、州民投票でマリファナ所持違法化に賛成の票が過半数に達し、1990年アラスカ州は再度全てのマリファナ所持を犯罪化した⁶⁶⁾。この法改正によって、8オンス未満のいかなる形態のマリファナ所持もBクラスの軽犯罪となり⁶⁷⁾、これまで例外規定として存在していた、4オンス未満のマリファナ所持を合法とする条項は除外された。しかし、「1990年の州民発案の州民投票（Initiative）は広く問題視されている。なぜなら、Ravin判決によって保護されているはずのマリファナ所持の一定の権利を排除することが目的とされていたからである」⁶⁸⁾。

1998年にはさらなる州民投票があった。このときの投票によって、アラスカ州

を立法府は意図していた。

62) Brandeis・前掲注（59）182頁参照。

63) The Alaska State Legislature
Chapter 17.12 DEPRESSANT, HALLUCINOGENIC AND STIMULANT DRUGS

64) Brandeis・前掲注（59）182頁。

65) Brandeis・前掲注（59）182頁参照。

66) <http://www.elections.alaska.gov/doc/forms/H26.pdf>

67) AS11.71.060(a)（修正前）現行法のマリファナの分類指標はAS11.71.190（b）を参照。

68) Brandeis・前掲注（59）184頁。